

各関係機関の長 殿

国立医薬品食品衛生研究所長
(公 印 省 略)

医薬安全科学部主任研究官の公募について

謹啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、この度、当所医薬安全科学部において主任研究官を公募することとなりました。つきましては、ご多忙中のところ誠に恐縮とは存じますが、貴機関関係者にご周知くださいますようお願い申し上げます。

謹白

記

1. 職名

医薬安全科学部 主任研究官（厚生労働技官・研究職）

2. 業務内容

医薬安全科学部は、医薬品及び再生医療等製品の安全性に関する情報の収集、加工、解析及び評価等、医薬品及び再生医療等製品による副作用の発現の予測及び防止、その他の医薬品及び再生医療等製品の安全性の確保に関する研究を行っている。主な業務内容としては、医薬品による副作用に関する情報の解析及び評価、臨床試験における民族差に関する調査・解析、バイオマーカーの探索と評価、副作用の発現機序の解明と発症予測系の開発、医薬品等の安全性に関する情報工学的研究、およびこれらに基づく行政施策への反映等に関連する研究を行っている。

今回募集する医薬安全科学部主任研究官は、医薬品といわゆる健康食品との相互作用等に関する解析、評価および関連する実験研究を主導する予定である。

3. 応募資格

- (1) 薬学系、医学系、獣医学系、農学系、あるいはその他の生命科学系の研究領域において博士の学位を取得後、概ね5年以上の者。
- (2) 薬物動態学、または医薬品や食品の生化学・薬理学に関する専門的知識と経験を有し、関連する研究分野で職位にふさわしい業績を有すること。
- (3) 医薬品の副作用や相互作用に関する基礎的知識を有することが望ましい。
- (4) 研究所内外の研究者と協力連携して研究業務を主導的に推進する意欲や能力、並びに協調性を有すること。
- (5) 国立試験研究機関における研究業務の意義と責務を理解し、当該分野に関連した行政研究に積極的に取り組む意欲を有すること。
- (6) 外国人との専門分野の打ち合わせ、討論を行うに足る英語力を有すること。

※下記【備考】(1)～(3)に記載の国家公務員法第38条に規定する要件等に該当す

る者は応募できません。

4. 提出書類

- (1) 履歴書 (<https://www.nihs.go.jp/oshirasejoho/kobo.html>) に掲載されている様式、又は市販の横書き履歴書用紙、あるいはそれに準ずる様式のものに高等学校卒業以降の学歴・職歴、所属学会・教育歴、賞罰、免許・資格を記入し、写真（6か月以内に撮影）を添付すること。
- (2) 現在までの研究概要（A4用紙3ページ、カラー可）。
- (3) 研究業績目録（原著論文、総説、解説記事、単行本、シンポジウム、学会発表、知的財産、受賞歴等）及び主要論文別刷（5編以内、総説・解説も可）。
- (4) 将来への抱負（陳述書）（A4用紙2ページ）。
- (5) 大学院博士課程の修了証明書又は学位記（写し）あるいは学位取得を証明できるもの。
- (6) 現在までの競争的研究費の獲得状況。
- (7) 推薦状（複数可）。
- (8) 着任時期について希望がある場合は、その旨を記載した書類を提出すること。
- (9) 障害をお持ちの方で、職場内での配慮を希望する場合は、その旨を記載した書類。
※各書類が複数枚になる場合はクリップ止めにする（ステープラは使用しない）。
※(2)～(4)、(6)～(9)は様式自由。
※応募書類は返却しません。

5. 応募締切日 令和7年4月9日（水）13時（必着・締切厳守）

6. 選考採用試験

- (1) 書類選考 令和7年4月中旬（予定）
※応募時に提出いただいた履歴書等（「4. 提出書類」参照）により選考いたします。
- (2) 面接試験 令和7年4月中～下旬（予定）
※面接には、15分程度のプレゼンテーションを含む。
※面接の実施場所は、国立医薬品食品衛生研究所

7. 採用予定年月日

令和7年7月1日（予定）

※着任時期について希望がある場合は、4. 提出書類（8）の書類を提出すること。

8. 処遇

- (1) 給与は、「一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）」等に基づき、学歴・経歴等を勘案して決定する。
- (2) 1週間当たりの勤務時間は38時間45分（週休2日制）である。
- (3) 年20日の年次休暇（採用の年は、採用の時期により20日より少ない日数となります。）のほか、特別休暇（夏季・結婚・忌引・ボランティア等）、病気休暇の制度が整備されている。

9. 書類提出先

〒210-9501 神奈川県川崎市川崎区殿町3-25-26

国立医薬品食品衛生研究所長

※ 応募書類の封筒には「医薬安全科学部主任研究官 応募書類在中」と朱書の上、書留にて郵送又は総務部総務課人事係に持参すること。

10. 本件問い合わせ先

国立医薬品食品衛生研究所 総務部総務課人事係長 友部 克也

電話：044-270-6600 内線1103

E-mail: katsuya-tomobe@nihs.go.jp

【備考】

(1) 国家公務員法第38条の規定により国家公務員となることができない者

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
- ② 一般職の国家公務員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- ③ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

(2) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするもの以外）

(3) 採用予定時期までに国家公務員法第81条の6に定める定年に達する者（令和7年度における定年年齢は62歳）